省　令

○総務省令第百十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二、第二十七条の四第三号、第二十八条、第三十八条及び第三十八条の二の二第一項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

総務大臣　藤井比早之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 ［一～四　略］ 五　電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局 ［(1)～(9)　略］ (10)　設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第二項に規定する技術基準 設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項に規定する技術基準 (11)～(12)　設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項に規定する技術基準 (13)～(22)　［略］ ［六～十二　略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ ［(1)～(9)　同上］ (10)　設備規則第四十九条の二十三の七に規定する技術基準 ［新設］ (11)～(20)　［新設］ ［六～十二　同上］

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］		
送信設備	許容偏差		送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）		上限（パーセント）	下限（パーセント）
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］